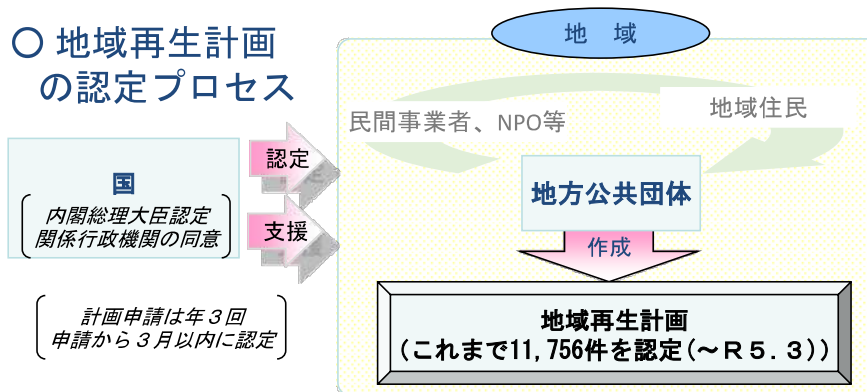


## 地域再生制度の概要

### ○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定し、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

### ○ 地域再生計画の認定プロセス



### 主な支援措置メニュー

- ① **デジタル田園都市国家構想交付金**  
(地方創生推進タイプ/地方創生拠点整備タイプ) (R4創設)  
(注) 地方創生推進交付金(H28創設)、地方創生拠点整備交付金(H28創設)、地方創生整備推進交付金(道・汚水処理施設・港)(H17創設、H28改正)等を新たに位置付けたもの。
- ② **企業版ふるさと納税**(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業) (H28創設)
- ③ **地域再生支援利子補給金** (H20創設)
- ④ **企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等**  
(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業) (H27創設、H30改正)
- ⑤ **地域再生エリアマネジメント負担金**  
(地域来訪者等利便増進活動計画) (H30創設)
- ⑥ **商店街活性化促進事業** (H30創設)
- ⑦ 「**小さな拠点**」の形成に係る手続・課税の特例  
(地域再生土地利用計画) (H27創設) (小さな拠点税制) (H28創設、H30改正)
- ⑧ **生涯活躍のまち形成事業** (H28創設)
- ⑨ **地域住宅団地再生事業** (R1創設)
- ⑩ **既存住宅活用農村地域等移住促進事業** (R1創設)
- ⑪ **民間資金等活用公共施設等整備事業**  
(民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)の業務特例) (R1創設)
- ⑫ **補助対象施設の有効活用**  
(財産処分制限に係る承認手続の特例) (H17創設) 等



- 平成17年の法制定以降、**8度の法改正**(H19,20,24,26,27,28,30,R1)により、支援措置メニューを充実
- 特に、**平成26年からの地方創生の流れ**に呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「地域再生法」の2法が両輪となって地方創生を推進